

芦屋市立学校 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月
芦屋市教育委員会

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教職員*1が心身ともに健康で、その専門性と能力を十分に発揮できる環境を整備し、質の高い教育の実現や、複雑化・困難化する教育課題に適切に対応していくためには、業務量の削減や業務の効率化、健康の保持増進を図り、働きがいのある学校づくりを推進することが不可欠である。

このような趣旨を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき、芦屋市教育委員会として、本計画を策定する。

*1 本計画における教職員とは、校長・教頭・教諭、養護教諭、栄養教諭（主幹教諭含む）・臨時講師・学校事務職員を指す

(2) 本市の現状

① 勤務時間・業務量の状況

教職員の勤務時間の適正化を目指し、芦屋市では環境整備・人材配置・意識改革を柱として種々の取組を行ってきた。令和元年度からは、「芦屋市立学校業務改善ポリシー」を策定し、校内業務改善委員会の設置および活用、研修の精選、ICT 活用、学校給食費の公会計化等、各校の実情に応じた業務改善を進めてきた。こうした取組の結果、市立学校の教諭・主幹教諭および各職位の時間外在校等時間等の状況については、表1の通り年々減少傾向にある。

表1 【教諭・主幹教諭の H30 年度からの時間外在校等時間の推移】

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
小学校	42:14	38:51	30:07	33:39	31:32	32:09	31:28
中学校	66:01	60:21	52:05	52:00	54:12	50:43	50:56

(単位:時間)

また、令和 6 年度の職位・校種別 80 時間超・45 時間超の割合や時間外在校等時間は表2、表3の通りである。

表2 【令和 6 年度の時間外在校等時間 80 時間超、45 時間超:職位・校種別表】

※令和 6 年度中 1 月でも 80 (45) 時間を超えた教職員の割合

	小学校		中学校	
	80 時間超	45 時間超	80 時間超	45 時間超
校長	37.5%	75.0%	100%	100%
教頭	75.0%	100%	66.7%	100%
教諭・主幹教諭等*2	8.3%	52.5%	33.3%	82.8%
全教職員	11.2%	55.0%	36.2%	83.8%

表3 【令和 6 年度の 1 か月時間外在校等時間の平均時間:職位・校種別表】

	小学校	中学校
校長	42:01	63:34
教頭	67:14	67:21
教諭・主幹教諭等*2	28:12	44:10
全教職員	28:44	45:23

*2 上記項目における教諭・主幹教諭等には養護教諭・栄養教諭・臨時講師・学校事務職員を含む (単位:時間)

時間外在校等時間は一定の縮減がみられる一方で、長時間勤務となっている教職員や、職位・職種等による負担の偏りも依然として存在している。

2 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とする。政府目標「令和11年度までに月平均30時間程度」を踏まえ、毎年度、進捗評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

3 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

教職員が「子どもたちと向き合う時間」や「授業の質を高める時間」を十分に確保できるよう、まずは時間外在校等時間が月80時間超の教職員数をゼロにすることを最優先で目指しつつ、全ての教職員が月45時間以内となること、さらに政府目標である

「1か月時間外在校等時間平均30時間程度、1年間時間外在校等時間360時間以下」とすることを計画期間中の目標とする。

・1か月時間外在校等時間が80時間以下の教職員の割合:100%

年度		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
目標値 (R6は実績値)	小	88.8%		100%	100%	100%	100%
	中	63.8%		75%	100%	100%	100%

・1か月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合:100%

年度		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
目標値 (R6は実績値)	小	45.0%		60%	75%	90%	100%
	中	16.2%		30%	50%	75%	100%

・1年間における教職員の1か月時間外在校等時間の平均時間:30時間程度

・1年間時間外在校等時間:360時間以下

年度		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
小	校長	42:01		40:00	37:00	33:00	30:00
	教頭	67:14		50:00	42:00	36:00	30:00
	教諭・主幹教諭等	28:12		25:00	25:00	25:00	25:00
	全教職員	28:44		30:00	30:00	30:00	30:00
中	校長	63:34		50:00	42:00	36:00	30:00
	教頭	67:21		50:00	42:00	36:00	30:00
	教諭・主幹教諭等	44:10		40:00	37:00	33:00	30:00
	全教職員	45:23		40:00	35:00	30:00	30:00

(単位:時間)

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員が心身ともに健康で、専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、健康保持増進を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルス対策に取り組み、働きやすい職場環境を整備することで、質の高い教育を実現する。

・年次休暇を年間10日以上取得する教職員：100%

年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
目標値 (R6は実績値)	72.0%		80%	90%	100%	100%

・ウェルビーイングを感じている指数(10点満点:学校業務改善アンケートによる調査):7点以上

年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
目標値 (R6は実績値)	5.2点		5.8点	6.2点	6.6点	7.0点

4 実施する業務量管理・健康確保措置

(1) 業務量の削減・業務の効率化

① 執務環境の整備

【R8新規事業】

・庶務管理システムの導入および活用

教職員の休暇や出張等の申請を電子化し、既存の校務支援システムと連携させることで、教職員のスケジュールの見える化、学校日誌の自動作成等を実施し、さらなる業務の効率化を目指す。

【継続事業】

・校務支援システムおよびグループウェア・掲示板機能の活用

・電子チラシ掲示板システム・欠席遅刻等連絡受付アプリの活用

・時間外応答メッセージの活用

② 「チーム学校」としての人材配置・活用

【R8 新規事業】

・教頭業務サポーターの新規配置

朝の時間帯に教頭業務サポーターを配置し、事務的な業務を移管することで、教頭の負担軽減業務改善を図る。教職員のマネジメントなど、管理職としての本来の業務に集中できる環境を整え、教職員全体の業務改善につなげる。

・一部学校における学校業務サポーターの配置時間拡充

4校の学校業務サポーターの配置時間を2時間拡充することで、市内全11校の業務サポーターの配置時間を1日7時間にし、更なる教職員の業務改善につなげる。

【継続事業】

・学校業務サポーターの継続配置

・スクールソーシャルワーカーや教育委員会顧問弁護士など外部人材の配置・活用

③教職員の意識改革

【継続事業】

- ・「定時退勤日」「ノー会議デー」の設定および実施
- ・校内業務改善委員会（業務改善プロジェクトチーム）の機能強化

④制度・仕組みの見直し

【R8 新規事業】

- ・部活動地域展開の実施
これまで教職員が担ってきた中学校の部活動を終了し、地域が運営主体となる地域クラブ活動に展開していく。

【継続事業】

- ・教育委員会による各種研究・調査・照会業務、行事・会議等の精選・見直し
- ・適切な教育課程の編成、実施

⑤業務の整理とマネジメント

【継続事業】

- ・「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し*別表参照
- ・各職種・職位の役割分担の明確化・見直し

(2)健康の保持促進

【R8 新規事業】

- ・勤務間インターバルの導入
終業時刻から翌日の勤務開始時刻まで11時間以上の勤務間インターバルを確保する「勤務間インターバル制度」を導入し、心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの向上を目指す。

【継続事業】

- ・年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定
- ・1か月時間外在校等時間が100時間超または2~6か月平均80時間超の教職員への産業医面談指導の実施
- ・心の健康問題についての相談窓口（スクールカウンセラー、産業医・保健師、人事担当・教育相談機関等）の周知

(3)取組の実効性を高めるための推進体制の整備

【R8 新規事業】

- ・庶務管理システムによる出退勤時刻の客観的把握および時間外在校等時間1か月45時間以内・1年360時間以内の勤務時間管理の推進
勤怠管理機能を追加することで、時間外在校等時間を正確かつリアルタイムに把握し、教職員の業務量の適切な管理を行う。

【継続事業】

- ・芦屋市立学校業務改善推進委員会の設置・運営
- ・校内業務改善委員会を通じた業務改善の推進

- ・時間外の問い合わせ自粛や夜間の電話利用の抑制などについて、保護者向けチラシなどを通じての周知・啓発

5 今後のフォローアップ

- ・芦屋市教育委員会において、本計画に基づく目標の達成状況や具体的措置の実施状況を定期的に点検し、芦屋市立学校業務改善推進委員会、校内業務改善推進会議等において共有・検証する。
- ・学校評価と連動した業務改善の点検・評価を行い、「1校1項目以上の業務改善」の実施を確認する。
- ・時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対しては、個別の支援・指導を行い、具体的な業務改善策の立案・実行を支援する。
- ・共同メッセージ等を活用し、学校ホームページやお便り、PTA・学校運営協議会等を通じて保護者・地域に対し、教職員の働き方改革の趣旨や取組への理解・協力を求める。
- ・管理職向けのマネジメント研修（勤務時間管理、業務改善、ハラスメント防止、メンタルヘルス対応等）を充実させ、取組の実効性を高める。